**大阪市告示第1470号**

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

| 施設名 | 年　月　日 | 供用時間 |
|---|---|---|
| 大阪市立<br>下福島プール<br>水泳場（25ﾒｰﾄﾙﾌﾟｰﾙ）<br>トレーニング場 | 令和８年11月２日（月） | 午前９時から<br>午後10時まで |
| | 令和８年11月４日（水） | |
| | 令和８年11月６日（金） | |
| | 令和８年11月９日（月）から<br>同月11日（水）まで | |
| | 令和８年11月13日（金） | |
| | 令和８年11月16日（月）から<br>同月18日（水）まで | |
| | 令和８年11月20日（金） | |
| | 令和８年11月24日（火）から<br>同月25日（水）まで | |
| | 令和８年11月27日（金） | |
| | 令和８年11月30日（月） | |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）